

【概要版】西原町無電柱化推進計画

第1章 はじめに

沖縄県は年間8～9個の台風が接近する台風常襲地帯である。これまでも台風によって電柱倒壊の被害が発生しており、特に平成15年9月の台風14号では宮古島で最大瞬間風速74.1m/sを記録し、約800本の電柱が倒壊するなど、緊急車両の通行、生活物資の輸送、ライフライン（電力・通信）の安定供給にも影響を及ぼした。

これまで無電柱化は防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成等の観点から実施してきたが、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月法律第112号。以下、「無電柱化法」という。）」が施行されており、これまでに以上に無電柱化の推進を図る必要がある。

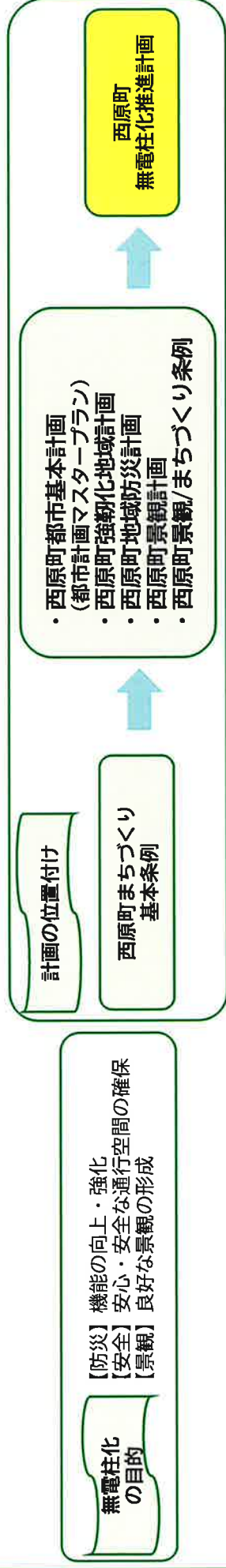
また、無電柱化法第8条の規定により、都道府県は国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないとされ、沖縄県は、平成31年3月に「沖縄県無電柱化推進計画」を策定している。

これらを踏まえて、無電柱化法に基づく「西原町無電柱化推進計画」を定めるものである。

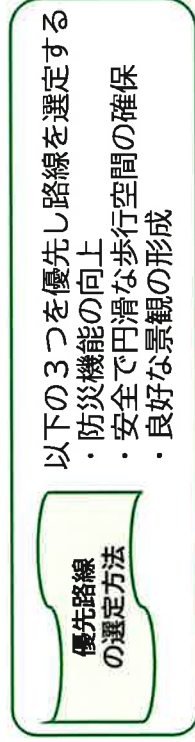


発行：西原町 都市整備課

第2章 無電柱化推進計画について



第3章 優先整備路線の選定



基本方針

評価項目

防災機能の向上

- ・緊急輸送道路(第一次、第二次)
- ・指定避難場所への避難(補助)道路

安全で快適な歩行空間の確保

- ・生活関連道路
- ・通学路

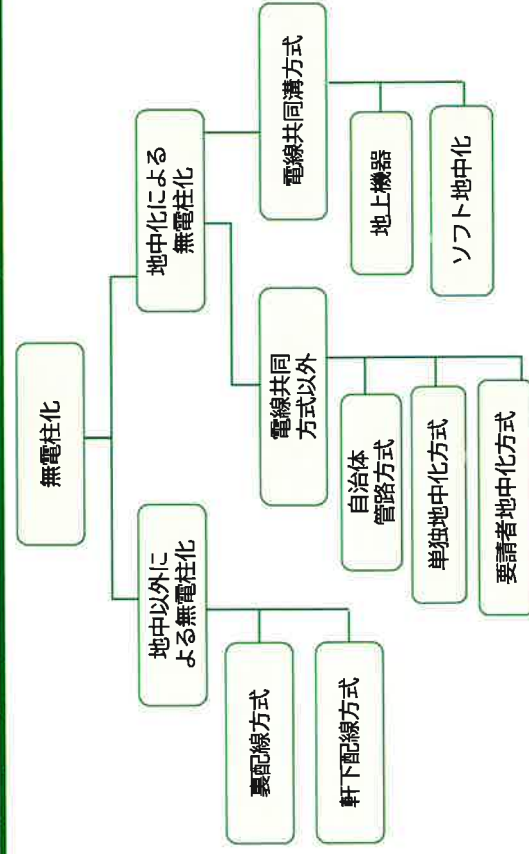
良好な景観の形成

- ・観光にルートを該当する道路
- ・景観重要公共施設候補に該当する道路



画像：西原西地区土地区画整理事業

第4章 無電柱化の整備手法と整備方式



画像：電線共同溝方式による無電柱化
宜野湾市内設置 地上機器

第5章 無電柱化の推進に向けた取り組み

